

平成29年11月13日

会 議 概 要

審議会等の名称		平成29年第3回市川市下水道事業審議会	
開催日時		平成29年11月10日（金） 午後2時00分 ～ 午後2時35分	
開催場所		市川南仮設庁舎 2階 会議室1	
出席者	委員	森田会長、杉浦副会長、竹内委員、宮本委員、増田好秀委員、亀田委員、塚越委員、知久委員、小川委員、小野委員、幸前委員、澤田委員、関委員、増田亨委員	
	所管課	下水道経営課	
	関係課	河川・下水道管理課、河川・下水道建設課	
議題及び会議の概要		公開・非公開の別	非公開の場合の理由
1. 今後の下水道使用料について（答申案）		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
傍聴者の人数		1 人	
閲覧・交付資料		資料1：今後の下水道使用料について（答申案）	
特記事項			
所管課		水と緑の部 下水道経営課（内線：5813）	

平成29年度第3回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

- 1 開催日時：平成29年11月10日（金）午後2時～午後2時35分
- 2 場 所：市川市役所 市川南仮設庁舎 2階 会議室1
- 3 出席者：
委 員 森田会長、杉浦副会長、竹内委員、宮本委員、増田好秀委員、亀田委員、塚越委員、知久委員、小川委員、小野委員、幸前委員、澤田委員、関委員、増田亨委員
市川市 中野政夫（水と緑の部長）、宮間政行（水と緑の部次長）、高久利明（水と緑の部次長）、大塚信之（下水道経営課長）、金坂雄一（河川・下水道管理課長）、松尾博史（河川・下水道建設課副参事）、他
- 4 会議内容：
今後の下水道使用料について（答申案）

《配布資料》

今後の下水道使用料について（答申案）

【 開会前 審議会の成立の宣告 】

森田会長

それでは、定刻になりましたので、始めます。

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、ご報告致しますけれども、本日は、委員15名中のうち14名の委員の方が出席され、過半数以上の方が出席されておりますので、下水道事業審議会条例第7条第2項の規定によりまして、本審議会が成立しますことを報告申し上げます。

本日、欠席の方は、井上委員です。

それから、増田(好)委員が所用により、若干、遅れるということですので。

【 午後2時00分開会 】

[次第1. 開会宣言]

森田会長：

それでは、只今から平成29年度第3回市川市下水道事業審議会を開会致します。

続きまして、審議に入る前に、会議の公開につきまして、本日、傍聴者についてお諮り致します。

傍聴につきましては、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」の第6条に基づきまして原則公開となっております。

本日の案件につきましては、個人に関する情報等の非公開情報部分がありませんので、本日の審議会は公開として傍聴を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、今回は公開としますので、傍聴人を入室させてください。

(傍聴人の入室)

それでは、資料の確認を致します。事務局より資料の確認をお願いします。

事務局： 下水道経営課の藤田でございます。本日は、よろしくお願い致します。

それでは、早速、本日の審議会で説明に使用致します資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

《配布資料》

- ・ 会議次第
- ・ 今後の下水道使用料について（答申案）

事務局からは、以上でございます。

[次第2. 今後の下水道使用料について（答申案）]

森田会長： 資料の方は、よろしいですか。

（不足等なし）

それでは、早速、審議に入りたいと思います。

今回の審議は、諮問に対する答申案「今後の下水道使用料について」をご審議いただきたいと思います。

前回の議論で、大筋は皆さんから合意を得られたとっております。

それを受けて、私と副会長と事務局で答申案を作成して、今日、皆さんにご紹介するということでしたので、お手元に配布しました答申案について、事務局より説明をしていただきたいと思います。

事務局、お願い致します。

下水道経営課長： 下水道経営課長の大塚でございます。着座にてご説明させていただきます。よろしくお願い致します。

それでは、お手元に配布しております「今後の下水道使用料（答申案）」をご覧いただきたいと思います。

只今、会長から、お話がありました通り、前回の審議会において、下水道使用料の料金については、今回は、料金の見直しは行わず、現行の料金体系を維持するとの結論をいただいております。

この結論に基づきまして、事務局と会長、副会長にてとりまとめし

ましたものが答申案となっております。

それでは、答申の内容についてご説明させていただきます。

始めに、1ページから2ページにつきましては、答申の前段部分として、下水道の費用負担の考え方や、本市の下水道の状況、今後の取り組みについて記載をしております。

内容をご説明させていただきますので、1ページをご覧ください。

<1ページ>

公共下水道事業の経費の負担については、雨水処理は公費で、汚水処理は下水道使用料で賄うという「雨水公費・汚水私費の原則」を有している。

また、汚水処理事業の運営にあたっては、その事業に伴う収入により賄う「独立採算制」が求められている。

一方、下水道事業は、施設型事業であることから、建設初期から中期の段階においては、汚水処理に係わる経費のうち、維持管理費よりも資本費の割合が多い傾向にあるため、住民への負担を考慮し事業運営費の一部を公費負担によって賄っている。

市川市の下水道事業は、昭和36年から真間・菅野地区の単独公共下水道整備に着手したのを始めに、昭和47年からは、江戸川左岸流域下水道に着手し整備を進めてきた。

この間、都市計画道路3・4・18号や東京外郭環状道路の整備の遅れに伴い、流域下水道市川幹線及び松戸幹線の供用も遅れ、北部地域の下水道整備区域を拡大できなかったために、下水道普及率は平成28年度末で72.6%となっている。

2ページ目をお願いします。

<2ページ>

国土交通省、農林水産省、環境省の3省においては、人口減少や高齢化の進展から投資余力が減少する中で、ストックの改築・更新の増大を踏まえれば、未普及対策への投資拡大は、ますます厳しくなる状況であるため、平成25年度に今後10年程度を目途に、下水道処理施設の整備の概成を目指すとする方針を示し、市川市においても「市川市汚水適正処理構想」を策定し、早期整備を進めることとしている。

また、昭和30年代に建設した下水道施設の老朽化の進展から、今後、大規模な改築・更新が到来することにより、長寿命化対策にかかる事

業費の大幅な増加が想定されるところである。

このため、安定した下水道経営を図っていくには、経営の計画性・透明性の向上を図るとともに、経営基盤強化のための取組みを進め、経営の健全性の向上を図る必要がある。

経営の計画性・透明性向上の面では、今後の下水道施設の長寿命化対策を含めた計画に基づく収支見通しを立てることが重要であり、また、経営の健全性向上の面では、適切な費用負担に基づく使用料水準に努めると共に、未接続世帯の接続促進に取組み、安定的な収入確保を図る必要がある。

そこで、市川市では、経営成績や財政状態などの自らの経営状況をよりの確に把握することが可能となるように、平成30年度からの公営企業会計への移行準備を進めている。

また、公営企業会計へ移行後は、将来に渡り、必要な下水道サービスを安定的に供給するために、施設の新設だけではなく長寿命化対策に伴う費用の増大などの見通しを踏まえた中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を予定しているところである。

当審議会は、諮問に対して、こうした諸情勢や中長期的視点を踏まえて審議を行った結果、その結論を得たので、ここに「今後の下水道使用料について」答申するとしております。

続きまして3ページをお願いします。

<3ページ>

こちらは、答申の結論に至った経緯を記載しております。

「答申内容」と「答申に至った経緯」ですが、「答申内容」としまして、審議会は、「今後の下水道使用料について」審議し、その内容について以下のとおりとする。

- (1) 下水道使用料は、据え置きとすることが妥当であると考えてる。
- (2) 据え置きする期間は、平成30年度から平成32年度の3年間とするが、次回の見直しにおいては、市が策定する中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」に基づき、実施することが適切であると考えてる。

次に、「答申に至った理由」ですが、

- (1) 現行の下水道使用料を継続した場合の経営予測では、平成30年度から平成32年度の資本費算入率は、平成28年度の85.6%より、年々上昇する見込みであり、独立採算の目安となる100%には達し

ないものの、当分の期間、安定した会計維持ができる見通しである。

(2) 現在、公営企業会計の適用に向け、移行中であり、損益や資産の情報が明らかになるのが平成30年度以降である。

また、来年度以降、下水道施設の長寿命化計画を策定することから、その計画を反映した中長期的な収支計画となる「経営戦略」を基に見直しを行うことが適切と思われる。

以上のことから、下水道使用料は据え置くこととするが、今後は、新規技術の導入や、更なる経費削減手法の検証を行うなど、経営の効率化に努めると共に、下水道資料用の確保に向けた一層の努力を図られたいとして今回の答申案の内容をとりまとめております。

<4ページ>

最後に4ページ目につきましては、参考までに、当審議会委員の名簿と会議の開催状況について、記載をさせていただいております。

答申書に関する事務局からの説明は、以上になります。

なお、今回の会議の終了後、審議会から市長への答申につきましては、11月28日の火曜日に答申を行う予定となっていることをご報告させていただきます。

以上になります。

[次第2の質疑応答]

森田会長：

ありがとうございました。

只今、事務局から答申案の説明がありましたが、これにご意見、ご質問のある方は、お願いします。

場所は、どこからでもかまいません。

(意見・質問なし)

特に、ご意見等ないようでしたら、この案で進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

増田(亨)委員：

はい。(挙手)

森田会長： はい、増田(亨)委員どうぞ。

増田(亨)委員： 2点程ございまして、「答申内容」の(2)、「据え置き期間」のことですが、市の使用料条例の中で「概ね3年毎で見直し」となっていたと思うのですが、「概ね」ということなので、2年でも4年でも構わないと思うのです。ここで3年と決めてしまっているのかなと思いました。

例えば、「据え置きする期間については、今後3年間とし、次回見直しにおいては、…(中略)…「経営戦略」を早期に作成し、それに基づき実施する」という方がいいと思います。

もう1つは、1ページ目の所で、下から5行目以降で、「47年からは江戸川左岸流域下水道の整備に着手し、整備を進めてきた」、その後に、「普及率は72.6%」、「普及率は低いですよ」という理由が書いてあるのですが、その理由を記載する必要があるのかと思いました。

「着手し整備を進め、下水道普及率は平成28年度末に72.6%です」ということでいいのではと思います。

答申案の中で普及率が遅れた理由が何も触れてないので、記載する必要があるのかと感じました。

但し、「使用者の増加に伴って収支改善効果が図られます。だから、普及率を早急に上げなければならない」という意味で書かれているのであれば分かるのですが、そういうことが答申案に書いてないので、書く必要があるのかと思います。

その2点でございます。

森田会長： 事務局、どうぞ。

下水道経営課長： まず、1点目ですが、「3年間」ということについては、増田(亨)委員がおっしゃっていた通り、市川市の使用料の見直しの目安として、市川市の使用料条例において「3年毎」と明記されているので、ここに「3年間」と記載させていただきました。

来年から計画を策定する予定の「経営戦略の策定」については、30年度から31年度の約2年程度、期間を要すると考えております。

それで、32年度の審議会に、改めて料金の見直しについて、提案させていただきますまして、早ければ33年度から新料金等を考えていく、ということから、そのような表現とさせていただきました。

2点目の質問について、実際に整備が遅れてきた経緯を明確に伝える必要性からも、普及率については、このような表現とさせていただきます。以上です。

水と緑の部次長： よろしいですか。

森田会長： どうぞ。

水と緑の部次長： 次長の高久です。今の話に補足させていただきます。

1ページ目で72.6%と言っているのは、確かに「この位遅れています」ということもあるのですが、次のページで、遅れてはいるのだけでも、国の方針で今後、概ね10年間で下水道施設の整備を概成しなければならないということになっております。

そうすると、10年程度で今終わっていない所の整備について、スピードを上げて、やっていかなければならない。それと同時に老朽化対策がもう1つの課題になっております。

そういった2つの課題がある中で、新規の整備を早急に進めていかなければいけないということが言いたかったために、72.6%という数字を記載しているということでございます。

森田会長： 私が言うのもなんですが、1点目は、例えば、3年間で絶対にやらなければいけないかという、総意としてはその方向ですが、もしかしたら何らかの事情で、経営戦略の策定が遅れるという可能性もあります。

そういうケースもあるので、3年間と限定的に書くのではなくて、「3年間を目標とし」と書いた方がいいのではということです。何が何でも33年度までにやるということではない方がいいのではないですかというご指摘だったので、増田(亨)委員のご意見は、ごもっともだと思います。

その方が市川市としてもよろしいのではないかと思います。

事務局、いかがですか。

下水道経営課長： 確かに事業を進めていくと、色々とクリアしなければならない等の問題もあります。若干、遅れることを想定しますと、貴重なご意見だと思います。

森田会長： それと、2点目も私が解説するのも変ですが、一般的に市役所のことは、市役所のことを言えばいいのであって、これは、県ができなかったということを言っています。

あまり、県のことは言わない方がいいのではないかと思います。国全体で景気が悪いということならまだしも、この表現は、どうかなって思います。

この件については、皆さんがこの辺りを明確にしたほうがいいと思えば、そうした方がいいと思いますが、いかがですか。

増田(亨)委員： はい。(挙手)

森田会長： はい、増田(亨)委員どうぞ。

増田(亨)委員： 2点目はその通りなのですけれども、この答申の中で県にわざわざ喧嘩を売る必要はないのではないかと思います。

森田会長： 事務局は、いかがですか。

下水道経営課長： 答申の内容になりますので、この審議会の中で修正した方がよいという意見であれば、その辺の言い回しを変えて修正させていただきたいと思います。

増田(好)委員： いいですか。(挙手)

森田会長： 増田(好)委員、どうぞ。

増田(好)委員： 今、議題になっていることについて、私の意見ですが、もちろん最終的には、答申をまとめていただいて結構です。

「据え置き期間3年間」と明記して大丈夫かということですが、私の受け取れるニュアンスとしては、はっきり書く、これだということを書いた方がいいかなと思います。ここを逆にぼかしてしまうと、審議会の答申として、どういうふうに決めようとするのが、分かりにくくなってしまいます。そういう意味では、はじめの方がいいのかなと思っていました所です。

1ページ目に戻って72.6%の理由を詳しく明記されているのはどうかということですが、「着手し、整備していて、72.6%」と書いてあって、もし、私が始めて答申を見たら「何で72.6%なのだろう」というふうに思ってしまうと思います。

受け止め方は色々あるでしょうが、「こうこう、こういう理由で72.6%だ」と書いてあった方が、「そういうことなのだ」と分かりやすく、私としては、この形にしておく方がいいと思います。

理由を抜かしたりとか、3年間と明記せずにぼかすのは、私の感覚では少し違うのかなと思いました。以上です。

森田会長： 1点目の所は、「3年間」という言葉は残すのですが、限定的には書かないという文言だけの話です。

2点目は、残すか残さないかということなので、残さない方が良いという意見は、平たく言うと県に喧嘩を売っているような感じがするので、いかがなものかということです。

市のサイドからすれば、理由を明確にということですが、あくまでも審議会の意見ということですので、私達が決めるということですが、多数決で決めるということでもないですけれども、皆さんで議論をしていただいて、このまま残すか、残さないか、答申内容を決めたいと思いますが、どうですか。

宮本委員： はい。(挙手)

森田会長： 宮本委員、どうぞ。

宮本委員： 今まで審議した中では、すぐにでも値上げという意見の方もいらっしゃいましたし、その中でいうと「3年間」という答申は本当に大事な所だと思います。事務局も中長期の計画を遅らせることは、出来ないといいと思います。これは約束ということで、やっていただくということも含んでいると思います。2点目の文言は書かなくてもいいのかなと思いますが、市の審議会ですし、行政としての発言でもありますので、これでいいのかなと、これで十分だと思います。

小野委員： はい。(挙手)

森田会長： 小野委員どうぞ。

小野委員： 3年間の件は、そんなに問題ないと思いますが、2点目の残す、残さないという件は、残した方がいいと思います。

過去の審議会の議事録を読みましたが、100%はいつかという問題は、ずっと問題になっていて、ずっと続いているので、その問題は書かなかつたら、いつどうやって書くのってということです。

下水道普及率が28年度末で72.6%って、近隣市より、すごく少ないと思います。

その理由は、これなので、こういうことだと書いた方がいいです。審議会の議事録にも書いてあるし、議会の議事録にもあるし、役所の答弁もしています。これがないと迫力がないというか、これが根幹だと思います。

私は、これで良い気がします。

さっき、喧嘩を売っているという件があったのですが、別に県の下水道に喧嘩を売っている訳ではなく、外環が遅れたのは、土地の収用ができてなかった国と市の問題ですよ。3・4・18号は土地の収用ができてなかった市の問題ですね。

その大きな理由で、審議会としては、この2つの要素をとってしまって、単純に72.6%と書いてしまうと理由が分からないと思いますし、必要な部分ですので、このままでいいと思います。

森田会長： ありがとうございます。

では、中立な立場で亀田委員、いかがですか。感想でも結構ですので、お願いします。

亀田委員： 先程、小野委員がおっしゃられた背景があると始めて知りました。その背景があると書かれた方が私は良いと思います。

表現上は、増田(好)委員もおっしゃられておりましたが、情報の詳細な提供という意味では価値があると思いますが、但し、読み手によっては、もしかしたら、喧嘩を売っているのではないかと主観的にとられてしまう方もいらっしゃるという事実もあると思います。

その辺は、なかなか難しい所であると感じます。

森田会長： ありがとうございます。

他には、いかがでしょうか。

(質問・意見なし)

では、審議会としては、原文のままの方が良さそうですので、この原文のままに答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、そうさせていただきます。

市長への答申の日でございますが、11月28日の火曜日に、審議会を代表しまして、私と副会長で市長に答申させていただきたいと思えます。

他に、ご意見やご質問は、ありませんか。

(質問・意見なし)

特に、ご意見等ないようですので、平成29年度第3回市川市下水道事業審議会を閉会いたします。

どうも、ありがとうございました。

【 午後2時35分閉会 】

平成29年12月19日

市川市下水道事業審議会

会長 森田 弘昭